

# 学術奨励賞選考規程

1997年 5月23日制定

2004年 3月 4日改訂

2008年 4月 1日改訂

## (目的)

- 第1条 本規程は、学術奨励賞規程で定める学術奨励賞（口頭発表、技術展示、及び芸術展示の3部門）の審査方法を定める。
- 2 学術奨励賞の審査のために、選考委員会（以下委員会という）を設置する。
  - 3 委員会の運営は、本規程によるもののほかは、理事会の議の定めるところによる。

## (構成)

- 第2条 委員会は大会長を委員長とし、15名以内を委員として構成する。ただし、委員の氏名は公開しない。
- 2 委員長は、委員会を召集して、その議長を務める。委員長の指名により副委員長を置く。副委員長は委員長を補佐し、委員長にやむを得ない事情があり職務に就けない場合は、その職務を代行する。
  - 3 委員の任期は、毎年4月から翌年3月までの1年間とする。委員の再任を妨げない。

## (学術奨励賞の審査)

- 第3条 委員会は、学術奨励賞の審査にあたって、（1）口頭発表部門については、年次の大会における各セッションの司会者と司会者が指名した会員1名に、（2）技術展示部門及び芸術展示部門については、委員会が指名した会員各5名に、対象者の推薦を依頼する。この司会者と指名された会員は、別途定められた様式に従った学術奨励賞推薦書を委員会に提出しなければならない。
- 2 委員会では、学術奨励賞推薦書に基づき審査し、各部門ごとに対象者に対して順位付けを行うとともに、学術奨励賞規程の定める範囲で受賞候補を選定する。委員会は、3部門の候補の順位、受賞候補とその選定理由を付して会長に報告する。
  - 3 委員会は、必要と認めるときには、委員以外の学識経験者の意見を求めることができる。

## (附則)

- 1 本規程に関し疑義が生じた場合は速やかに理事会に諮り、その決定に従う。
- 2 本規程は1997年5月23日より実施する。
- 3 本規程を変更する場合は、理事会の議決を経る。

(附則)

1 本規程は2004年3月4日より実施する.

(附則)

1 本規程は2008年4月1日より実施する.